

## 第2回検討会における検討委員の指摘事項と対応

## (1) モニタリングについて

	指摘事項	対応
1	シミュレーションによる温泉影響予測もあるが、最終的な判断はモニタリングによるものがないのではないかと。	温泉法では事前の判断が原則である。判断は掘削前の資料で行うので事後のモニタリングについては今回の素案の中には盛り込みづらい。しかしながら許可の前提が、許可後にどうなっているのか確認することは、さらなる許認可の判断材料として重要となる。また、資源動向の把握は資源保護の観点からも重要。以上のことも含めて検討いただきたい。
2	現在の温泉法の掘削については、事後モニタリングが手薄になっているので見直しが必要ではないかと。	
3	温泉部会の許可の前提が、許可後にどうなっているのか確認すべきではないかと。	

## (2) 調査井、還元井について

	指摘事項	対応
4	掘削井戸の種類（目的）で判断すべきであって温泉を採取する（湧出させる）ことが目的でないので許認可の対象とならないのではないかと。	各都道府県の事例と稼働中の発電所の実例を整理して議論が必要ではないかと。現状で、このような場合は掘削許認可を必要としないということは明記しづらい。 温泉法でも「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。」とあるが、解釈ではそれ以外の井戸については許認可を受ける必要がないように読み取ることができる。しかし、実際に許可を受ける必要はないという井戸の記述はない。以上のことも含めて検討いただきたい。
5	調査井、還元井についても掘削する場所によっては、温泉が湧出する可能性がないとは言い切れない。	

## (3) 協議会などの設置、審議会との関係について

	指摘事項	対応
6	地元協議会が設置された場合の、温泉部会との関係、温泉部会のあり方についてはどうなるのか。	許認可については温泉部会、許可後の経過観察については地元協議会が担う考え方である。 協議会設置についてまでは踏み込めないとのことではあるが、実際に各都道府県の参考となる基本的考え方の作成が目的であるので、考慮する必要があるのではないかと。 以上のことも含めて検討いただきたい。
7	地熱開発ワーキンググループのような組織が必要ではないかと。	

(4) 地熱開発の実態について

	指摘事項	対応
8	生産井・還元井の深度、周辺温泉の深度、距離関係などの整理をしていただきたい（H22 プレック研究所受託業務報告書の整理）。	情報を収集、整理し、検討会で提示する。
9	稼働中の地熱発電所でこれまで地熱井を掘削した際の申請資料についての確認。現状の申請書類で足りないもの、追加すべきものなどについて議論が必要ではないか。	情報を収集し整理する。
10	温泉審議会（温泉部会）を，地熱のことを十分理解できる委員構成にすべきではないか。	各都道府県の審議会等の委員構成については、平成3年に「行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律」により温泉法の一部が改正され、温泉審議会が都道府県自然環境保全審議会に統合される際に、環境省から各都道府県宛に統合後の審議会の適切な運営を確保するため、適切な委員構成を確保するよう通知しており、また、平成12年にいわゆる地方分権一括法において審議会の必置規定が緩和された際にも温泉法に基づく許認可事務が自治事務となったこととあわせて適切な運用を図るよう通知していることから各都道府県において適切な委員構成が行われると考えている。
11	都道府県で個別に設定されている地熱井に関する規制については，それが科学的に妥当なものかを検証し，必要な是正を施すべきではないか。	温泉資源の保護に関するガイドラインにおいても都道府県が掘削許可申請の許否の判断基準を設定する際には審議会等の意見を聴いた上で実施することが望ましいとしており、都道府県が必要とする基準がある場合には適切な手続に基づいて行われると考えている。

(5) 第1回検討会での配布資料について

第1回検討会資料8の表1の調査地8における噴気帯への影響については、文中に「地元関係者の一部では」という主語が抜けていたことを説明し、修正することとした。